

令和6年度

競争入札参加資格 審査申請の手引

函 館 市

函 館 市 企 業 局

函 館 市 病 院 局

函館市、函館市企業局および函館市病院局（以下「本市等」という。）が、令和6年度に発注する建設工事、測量・建築関係コンサルタント業務等および物品供給等に係る資格審査を行います。

競争入札に参加を希望する方は、「令和6年度競争入札参加資格審査申請の手引」（以下「本手引」という。）のほか記載例等の内容を熟覧のうえ、資格審査に必要な提出書類に不備・不足がないよう申請してください。

なお、地元企業の育成と地域経済の活性化を図るため、発注については函館市内に本店を有する方を優先しますので、あらかじめご了承ください。

1 資格の種類

- ◆ 建設工事 建設業法第2条第1項別表の建設工事の種類による29工種
- ◆ 測量・建築関係コンサルタント業務等
 - (1) 測量
 - (2) 建築関係コンサルタント
 - (3) 土木関係コンサルタント
 - (4) 補償コンサルタント
 - (5) 地質調査
- ◆ 物品供給等
 - (1) 物品供給
 - (2) リース・レンタル
 - (3) 役 務
 - (4) 不用品回収
 - (5) 業務委託

2 審査基準日

令和6年1月1日

3 資格要件

1 禁止要件

次のいずれかに該当する場合は、資格審査を申請することができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (5) 函館市暴力団等排除措置要綱第7条、函館市企業局暴力団等排除措置要綱第7条または函館市病院局暴力団等排除措置要綱第7条に規定する入札参加除外者等
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (7) 本市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者

2 必要要件

◆ 建設工事

- ・ 令和6年1月1日時点で、建設業法による許可を取得後、引き続き1年以上その事業を営み、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（当該通知書に記載の審査基準日（＝決算日）が令和4年9月2日以降であること。）を有し、競争入札に参加を希望する工種（以下「希望工種」という。）に「完成工事高」があること。
- ・ 雇用保険、健康保険および厚生年金保険に加入していること。ただし、これらに加入義務がない者は除く。

◆ 測量・建築関係コンサルタント業務等

- ・ 令和6年1月1日時点で、競争入札に参加を希望する業務等（以下「希望業務等」という。）の関係法令に基づく登録後（土木関係コンサルタントおよび補償コンサルタントについては、希望業務等の部門に登録後）、引き続き1年以上その事業を営み、「事業高」があること。

◆ 物品供給等

- ・ 令和6年1月1日時点で、引き続き1年以上その事業を営み、競争入札に参加を希望する品目等（以下「希望品目等」という。）に「売上高」があること。
- ・ 希望品目等を営業するに当たり、法令により許可、免許または登録を必要とする場合は、当該許可等を令和5年1月2日以前に取得していること。（P16～17参照）

4 資格の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 申請方法

原則郵送による申請とします。

提出もれのないよう、必要書類の確認をお願いいたします。

※ 申請書類は、クリップで止めるかクリアファイルに入れて郵送してください。

6 申請期間・送付先等

- 1 申請期間 令和6年1月29日（月）～2月16日（金）（消印有効）

2 送付推奨期間

不足書類の連絡等事務処理の都合により、可能な限り下記の日程を目安にお早めの送付をお勧めいたします。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

推 奨 期 間	
市内業者・市内支店業者 (函館市内に本店・受任先・連絡先を有する者)	市 外 業 者 (函館市内に本店・受任先・連絡先を有しない者)
1月29日(月)～2月2日(金)	2月5日(月)～2月8日(木)

3 送 付 先 〒040-8666

函館市東雲町4番13号 函館市財務部調度課(函館市役所5階)

4 問い合わせ先 ※お問い合わせの前に、今一度、本手引をよくお読みください。

函館市財務部調度課

◆建設工事 ◆測量・建築関係コンサルタント業務等 TEL(0138)21-3514～3516

◆物品供給等 TEL(0138)21-3517～3521

7 提出書類

◎…申請業種(建設工事, 測量・建築関係コンサルタント業務等および物品供給等)ごとに様式または提出書類が異なるため, 業種ごとに1部提出

○…申請業種が複数の場合も, 提出部数は1部

▲…該当する場合に4部提出(申請業種が複数の場合も, 提出部数は4部)

△…該当する場合に1部提出(申請業種が複数の場合も, 提出部数は1部)

書類番号	提出書類 ★指定様式は、前回以前の様式での提出はできません。	指定様式 ★	申請業種			記載要領等 掲載ページ
			建設工事	測量・建築関係コンサルタント業務等	物品供給等	
1	競争入札参加資格審査申請書	★	○	○	○	5
2	商業登記簿謄本(法人)または身分証明書(個人) ※1	写し	○	○	○	5
3	使用印鑑届 原本4部 (写し不可)※2	★	▲	▲	▲	5
4	印鑑証明書 ※1	写し	○	○	○	5
5	納税証明書(函館市の市税) ※1	写し	△	△	△	5
6	納税証明書(消費税および地方消費税)※1	写し	○	○	○	6
7	特定関係調書 ※該当がない場合も提出 ※2	★	○	○	○	6
8	委任状(任意様式可)※受任先を設置する場合に提出	★	△	△	△	6
9	入札参加資格審査申請書付票 ※希望業種の指定様式を各1部提出	★	◎			7～9
				◎		12～13
					◎	14～15
10	許可・登録通知書または証明書	写し	◎			10
				◎		13
					△	15
11	建設業許可申請書別紙二(営業所一覧表) ※受任先を設置する場合に提出	写し	△			10

書類番号	提出書類 ★指定様式は、前回以前の様式での提出はできません。	指定様式 ★	申請業種			記載要領等 掲載ページ
			建設工事	測量・建築関係 コンサルト業務等	物品供給等	
12	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	写し	○			10
13	社会保険料等の領収書	写し	△			10
	社会保険等適用除外申出書	★	△			
14	地域貢献確認調書（14-①）※市内本店業者のみ ※3 協力雇用主活動実績証明書（14-②）※市内本店業者のみ	★	△			11
15	工事（業務）経歴書（任意様式可） ※直前2年度分提出	★	◎			11
				◎		13
					△	15
16	技術者名簿（任意様式可）	★	◎			12
				◎		14
					△	15
17	測量法第55条の8の規定に基づく書類・現況報告書 ※直前2年度分提出	写し		△		14
18	財務諸表（損益計算書等）または決算報告書 ※直前2年度分提出（書類番号17を提出する場合は不要）	写し		△		14
					○	15
19	印刷機械設備一覧 ※印刷製本を希望する場合に提出	★			△	15
20	定款・組合員名簿・官公需適格組合証明書※協同組合のみ提出	写し	△	△	△	7
21	申請書整理票・受理票	★	○	○	○	7
22	審査結果通知書送付用封筒 ※市内本店業者のみ （84円切手貼付・郵便番号、送付先記入してください。）	長3号 封筒	△			12
				△		14
23	受理票送付用封筒 （84円切手貼付・郵便番号、送付先記入してください。）	長3号 封筒	○	○	○	7

※1 令和5年10月1日以降に発行されたものを添付願います。
 ※2 令和5・6年度函館市競争入札参加資格を有し、登録済の資格以外の資格を追加申請する場合において、登録済の内容に変更がない場合は提出不要です。
 ※3 令和5・6年度函館市競争入札参加資格（建設工事）を有し、登録済の資格以外の資格を追加申請する場合は提出不要です。

8 申請書類（指定様式等）の配布

◆ 調度課ホームページからのダウンロードによる配布

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/chodo/>

または

函館市トップページ → 申請書ダウンロード → 競争入札参加資格審査申請書類（定時・中間年）

9 審査結果通知

函館市内に本店を有し、建設工事または測量業務を申請した場合は、建設工事および測量業務についての審査結果通知を郵送します。その他の申請については、審査結果の通知はしませんので、4月以降に函館市財務部調度課のホームページ「函館市競争入札参加有資格者名簿」で登録の確認をお願いします。

なお、資格に疑義のある場合や資格がないと認定する場合は、事前に電話連絡します。

- ◎ 申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更届を提出してください。(郵送可)
- ◎ 変更届の様式および提出書類等については、調度課ホームページをご覧ください。
 函館市トップページ
 ↓
 申請書ダウンロード
 ↓
 競争入札参加資格審査申請書類(変更届・継承ほか)

10 記載要領等【全業種共通】

- ・ 前回以前の指定様式での申請はできません。(すべての指定様式共通)
- ・ 指定様式中の※印の箇所は記入不要です。

[書類番号1] 競争入札参加資格審査申請書

指定様式

※ 申請日は、発送する日を目安に記入してください。

〔-----〕内の業種

- ・ 申請する業種の番号を「○」で囲んでください。

申請者

- ・ 個人 … 事業主(役職は不要です。)
- ・ 法人 … 本店代表者

※ 「所在地」「商号または名称」「代表者職氏名」は、他の提出書類と記載内容を統一してください。

※ 法人の「所在地」「商号または名称」「代表者氏名」は商業登記簿謄本に基づき記入してください。「代表者の役職」は本市等との入札、見積、契約の締結および代金の請求受領等に係る行為等(以下「本市等との取引」という。)に使用する役職名を記入してください。

[書類番号2] 商業登記簿謄本または身分証明書

※令和5年10月1日以降に発行されたもの

- ・ 個人 … 本籍地の市区町村長が発行する「身分証明書」の写し
- ・ 法人 … 法務局が発行する「現在事項全部証明書」または「履歴事項全部証明書」の写し

※ 「身分証明書」は、本籍地が函館市の場合は、函館市役所1階戸籍住民課および各支所の証明窓口で発行されます。

[書類番号3] 使用印鑑届 原本4部(写し不可)

指定様式

◆ 令和5・6年度函館市競争入札参加資格を有し、登録済の資格以外の資格を追加申請する場合において、登録済の使用印鑑に変更がない場合は提出不要です。

- ・ 本市等との取引に常時使用する印鑑を「使用印押印欄」に押印してください。
- ・ 受任先を設置する場合は、受任者の印鑑を「使用印押印欄」に押印してください。
- ・ 複数の業種(建設工事および物品供給等など)を申請し、業種ごとに使用印鑑が異なる場合は、「使用印押印欄」を区切り、それぞれに押印してください。

[書類番号4] 印鑑証明書

※令和5年10月1日以降に発行されたもの

- ・ 個人 … 市区町村長が発行する印鑑証明書の写し
- ・ 法人 … 法務局が発行する印鑑証明書の写し

[書類番号5] 納税証明書(函館市の市税)

※令和5年10月1日以降に発行されたもの

◆ 函館市に納税義務がある場合に提出

- ・ 函館市に納税義務がある税目について、未納がないという証明書の写し
- ・ 個人事業主が非課税の場合は、課税証明書の写しを提出してください。

※ 証明書は函館市役所 2 階財務部税証明担当および各支所の証明窓口で発行されます。

◇市税の税目

市税の一般的な税目は下表のとおりです。事業所の所在地が函館市外であっても、函館市に納税義務がある場合は、納税証明書（函館市の市税）を提出してください。

税目	納税義務の条件（例）	
法人市民税	市内に事業所等を設け事業を行う法人，または人格のない社団や財団で収益事業を行い法人とみなされる団体で，申告納付期限が到来している場合 【参考】申告納付期限（下記以外の場合もあります）	
	区分	申告納付期限
	予定申告 中間申告	事業年度開始の日以後 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内
	確定申告	事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内
個人市道民税（特別徴収）	市内に居住する従業員の個人住民税を特別徴収している場合	
固定資産税・都市計画税	市内の固定資産（土地・家屋）を当該年度の属する年の 1 月 1 日時点で所有している場合	
軽自動車税	市内に主たる定置場を置く軽自動車を当該年度の 4 月 1 日時点で所有している場合	

[書類番号 6] 納税証明書（消費税および地方消費税） ※令和 5 年 1 0 月 1 日以降に発行されたもの

- ・ 本店所在地管轄の税務署が発行する未納がないという証明書の写し
個人 … 「その 3」または「その 3 の 2」
法人 … 「その 3」または「その 3 の 3」

※ 証明書は課税・非課税を問わず発行されますので，必ず提出してください。

[書類番号 7] 特定関係調書 指定様式

◆ 令和 5・6 年度函館市競争入札参加資格を有し，登録済の資格以外の資格を追加申請する場合において提出済の内容に変更がない場合は提出不要です。

- ・ 本市等の競争入札参加資格を有し，資本関係または人的関係にある方について記入してください。
- ・ 特定関係業者が「なし」の場合も必ず提出してください。

※ 記載内容に変更があった場合は，すみやかに変更後の調書を提出してください。

[書類番号 8] 委任状（任意様式可） 指定様式

◆ 受任先を設置する場合に提出

- ・ [書類番号 9] 5 受任先 に記入がある場合に提出してください。

※ 記載要件を満たしていれば，任意様式でも提出できます。

[書類番号 20] 定款・組合員名簿・官公需適格組合証明書

◆ 協同組合の場合に提出

- ・ 定款および組合員名簿の写し
- ・ 官公需適格組合に該当する場合は，その証明書の写し

- ・ 太枠内に必要事項を記入してください。

[書類番号 23] 受理票返信用封筒

- ・ 受理票の返信用封筒を1部同封願います。(長形3号封筒 84円切手貼付)
- ・ 郵便番号・住所・商号または名称・職氏名を記入してください。
- ・ 同封されていない場合は受理票を送付できません。

1.1 記載要領等【建設工事】

[書類番号 9] 入札参加資格審査申請書付票（建設工事） 1-1

この書類は、電算入力票を兼ねています。枠内からはみ出さないよう記入してください。

① 更新・新規

- ・ 申請する業種について、令和5・6年度に競争入札参加資格がある場合は、「1更新」を、ない場合は「2新規」を「○」で囲んでください。

② 他の申請業種

- ・ 複数の業種を申請する場合は、他に申請する業種を「○」で囲んでください。

③ 旧商号または名称

- ・ 前回申請以降に、商号または名称に変更があった場合に記入してください。

④ 本店 ⑤ 受任先 ⑥ 連絡先

商号または名称

- ・ 下表の法人等の種類は、略号で記入してください。

法人等の種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社
略号	(株)	(有)	(資)	(名)

支店等の名称

- ・ 受任先および連絡先の「支店名等の名称」は、支店および営業所等の名称のみ記入してください。
(例) × 日本建設(株)北海道支店 ○ 北海道支店 (商号は不要です)

フリガナ

- ・ 左詰めカタカナで記入してください。
- ・ 「法人の種類(株(有)等)」「代表者の役職」「都府県名」のフリガナは不要です。

所在地

- ・ 道内市町村の「北海道」および「政令指定都市の都府県名」「府県庁所在地の府県名」は不要です。
- ・ 丁目、番地等は省略せず記入してください。(×1-1-1 ○1丁目1番1号)
- ・ ビル等の建物の名称は不要です。

職氏名

- ・ 個人事業主の役職は不要です。(氏名のみ記入してください。)
- ・ 法人の代表者および受任者の役職は、本市等との取引に使用する役職名を記入してください。
(他の提出書類と統一してください。)

受任先

- ・ 受任先を設置する場合は、[書類番号 8 委任状(任意様式可)]を提出してください。

連絡先

- ・ 連絡先を設置する場合に記入してください。

※ 申請書類に関する問い合わせ先ではありません。申請書類に関する問い合わせ先は[書類番号 21 申請書整理票]に記載してください。

◇受任先・連絡先とは

受任先 … 委任状により、本店代表者（申請者）から本市等との取引を行うことを委任された支店または営業所等

連絡先 … 本店および受任先以外で、本市等との取引についての事務連絡の窓口となる支店または営業所等

（例）札幌市内の受任先以外に函館市内の営業所に連絡先を設置

8 消費税およびインボイス登録の有無

消費税について

- ・ 1 課税または2 免税のいずれかの項目を「○」で囲んでください。

インボイス（適格請求書）発行事業者登録について

- ・ 「有」「無」のいずれかの項目を「○」で囲み、インボイス登録有の場合は登録番号を記載ください。インボイスに関する詳細は国税庁HPをご確認ください。

9 総従業員数

- ・ 審査基準日（1月1日）における総従業員数（役員を含む常時雇用者を全社分）を記入してください。

10 社会保険等の加入状況

- ・ [書類番号12] 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」に記載されている項目を「○」で囲んでください。

11 建設業許可等

建設業許可記号・番号、許可の有効期間

- ・ 現在有効な建設業許可の記号と番号および許可の有効期間の始期を記入してください。

許可年数

- ・ 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載されている営業年数を記入してください。

特定・一般

- ・ 許可を受けている工種に「○」を、受任先が許可を有する工種には「△」を記入してください。

経審

- ・ 許可を受けている工種のうち、経営事項審査を受けたものに「○」を記入してください。

希望

- ・ 経審の欄に「○」があり完成工事高のある工種のうち、希望工種に「○」を記入してください。

◇希望工種数の制限

希望工種は、市内業者・市外業者とも「しゅんせつ」「水道施設」を除き3工種以内（受任先を設置した場合は、受任先が有する許可工種のうちから3工種以内）に制限します。制限を超えないよう、希望の欄に「○」を記入してください。

※ 令和5・6年度函館市競争入札参加資格を有する場合、登録済の工種を別の工種に変更する申請はできません。（希望工種の制限を超えない申請は可能です。）

12 地域貢献

- ◆ 令和5・6年度函館市競争入札参加資格（建設工事）を有し、登録済の資格以外の資格を追加申請する場合は記入不要です。

- ・ 函館市内に本店を有する業者のみ記載（該当「有」、「無」いずれかを「○」で囲む）してください。
- ・ 「地域貢献」の内容

以下(1)～(5)に該当する場合に、登録工種の「総合数値」に加点(10点×5項目＝最高50点)します。「総合数値」は、建設工事の格付け等に使用します。

(2)、(3)の雇用については、代表者を除きますが役員は含みます。

(1) 防災協定の締結(ア、イいずれかに該当する場合10点)

ア 函館市(公営企業含む)と防災協定を締結している。

イ 函館市(公営企業含む)と防災協定を締結している団体に加入している。

(2) 若年者の雇用(ア、イいずれかに該当する場合10点)

ア 新規雇用(以下のいずれにも該当すること)

(ア) 令和3年10月1日から令和5年9月30日までにおける新規の採用であること。ただし、自社で解雇した職員の再雇用は対象としない。

(イ) 雇用期間の定めのない雇用契約労働者(いわゆる正規雇用)として、令和6年1月1日時点で3ヶ月以上継続雇用されていること。

(ウ) 採用時点で満35歳未満の者であること。

イ 継続雇用(以下のいずれにも該当すること)

(ア) 雇用期間の定めのない雇用契約労働者(いわゆる正規雇用)として、令和6年1月1日時点で2年以上継続雇用されていること。

(イ) 令和6年1月1日時点で満35歳未満の者であること。

(3) 障がい者の雇用(ア、イいずれかに該当する場合10点)

ア「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づく報告義務がある業者：法定雇用率を達成している。

イ「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づく報告義務がない業者：1人以上雇用している。

(4) 保護観察対象者等の就労支援(該当する場合10点)

函館保護観察所に協力雇用主として登録され、令和2年4月1日以降に、以下のいずれかの実績を有する。

ア 保護観察対象者等を雇用した実績

イ 保護観察対象者等を対象とした職場体験講習を実施した実績

ウ 保護観察対象者等を対象とした事業所見学会を実施した実績

(5) 男女共同参画等への取組(該当する場合10点)

令和6年1月1日時点で、以下のいずれかに認定されていること。

ア 北海道の「北海道働き方改革推進企業」の認定を受けている。

イ 厚生労働省の「トライくるみん」、「くるみん」または「プラチナくるみん」の認定を受けている

ウ 厚生労働省の「えるぼし」または「プラチナえるぼし」の認定を受けている。

※ 以上(1)～(5)のうち、1項目でも該当「有」に○が付く場合は「地域貢献確認調書[書類番号14-①]」「(協力雇用主活動実績証明書[14-②])」は「保護観察対象者等の就労支援」該当者のみを提出してください。(1)～(5)の全項目について該当「無」の場合は書類番号14の提出は不要です。

[書類番号9] 入札参加資格審査申請書付票(建設工事) 1-2

指定様式

13 技術者数

・ 審査基準日(1月1日)時点で常時雇用している希望工種に係る技術者数(全社分)を記入してください。

・ 次の7工種は、1級および2級国家資格者についても記入してください。

土木一式、建築一式、電気、管、鋼構造物、舗装、造園

◇技術者数のカウント

・同一人が2つ以上の資格を有する場合は、それぞれの技術者数の欄に人数を計上してください。

・同一人が同一資格で1級と2級の資格を有する場合は、1級の区分欄に1人とします。

例1) 1級および2級土木施工管理技士を有する場合

→ 土木一式 1人(うち1級国家資格者1人)

・同一人が有している資格が同一工種に該当する場合は、1人とします。

例2) 2級建築施工管理技士および2級建築士を有する場合

→ 建築一式 1人(うち2級国家資格者1人)

・技術者の重複カウントに制限はありません。

例3) 1級土木施工管理技士を有し、希望工種が「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「舗装」3工種の場合

→ 土木一式 1人(うち1級国家資格者1人)

とび・土工・コンクリート 1人

[書類番号10] 許可・登録通知書または証明書

・建設業法により国土交通大臣または都道府県知事が発行する「建設業許可通知書」の写しまたは「建設業許可証明書」の写し

※ 審査基準日(1月1日)時点で、建設業許可更新後1年を経過していない場合は、更新前の「建設業許可通知書」の写し、更新手続き中の場合は「建設業許可申請書」の写し

[書類番号11] 建設業許可申請書別紙二(営業所一覧表)

◆ 受任先を設置する場合に提出

・建設業許可申請書別紙二(営業所一覧表)の写し

[書類番号12] 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

・建設業法第27条の23の規定による経営事項審査で、審査基準日(=決算日)が令和4年9月2日以降であり、総合評定値(P点)が記載されている「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

※ 当該経営事項審査を申請済みであっても結果通知を受け取っていない場合は、次の①②を提出することで仮受付としますので、当該結果通知書の写しを2月28日までに提出してください。期限までに提出がない場合は、建設工事の申請を取り消します。

① 受付印のある「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の写し

② 「工事種別完成工事高」の写し

※ 入札参加資格申請の時点で経営事項審査を申請していない場合は、建設工事の申請はできません。

[書類番号13] 社会保険料等の領収書・社会保険等適用除外申出書

☆ 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(経審)の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかに「無」の記載がある場合に提出

【「雇用保険加入の有無」の欄に「無」の記載がある場合の提出書類】

「労働局」または「労働保険事務組合」に保険料を納付済の場合	「労働局」または「労働保険事務組合」発行の「労働保険料」の領収書(直近1回分の写し)
雇用保険に最近加入したため、領収書がない場合	雇用保険適用事業所設置届の事業者控え(写し)
雇用保険に加入義務がない場合	社会保険等適用除外申出書 指定様式

【「健康保険加入の有無」または「厚生年金保険加入の有無」の欄に「無」の記載がある場合の提出書類】

「全国健康保険協会」に加入済の場合	「年金事務所」発行の「保険料」の領収書（写し）
「健康保険組合」に加入済の場合	「健康保険組合」発行の「保険料」の領収書（写し） ＋ 「厚生年金保険料」の領収書（写し）
「国民健康保険（北海道建設国民健康保険組合等）」に加入済の場合	「建設業に係る国民健康保険組合」発行の加入証明書（原本） ＋ 「厚生年金保険料」の領収書（写し）
健康保険および厚生年金保険に最近加入したため、領収書がない場合	健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業所控え（写し）
健康保険および厚生年金保険に加入義務がない場合	社会保険等適用除外申出書 指定様式

【書類番号 14-①】 地域貢献確認調書

指定様式

◆ 函館市内に本店を有する業者のみ対象

◆ 令和5・6年度函館市競争入札参加資格（建設工事）を有し、登録済の資格以外の資格を追加申請する場合は提出不要です。

- ・ [書類番号9]「入札参加資格審査申請書付票（建設工事）」1-1 12 地域貢献の1～5の項目について、1項目でも該当が有る場合に、この書類を提出してください。
- ・ 1～5の各項目に該当する場合に、登録工種の「総合数値」に加点（10点×5項目＝最高50点）します。「総合数値」は、建設工事の格付け等に使用します。
- ・ 地域貢献内容を確認のうえ、該当する場合は「有」を、該当しない場合は「無」を「○」で囲んでください（全部で8ヶ所あります）。
ただし、「2若年者の雇用」については、(1)と(2)の両方に該当する場合も想定されますが、この場合は(1)と(2)のいずれか一方に、該当「有」を「○」で囲んでください（(1)と(2)の両方に記載しても10点です）。
- ・ 該当「有」の場合は、各項目欄に示す証明書類を添付してください。「2若年者の雇用」については健康保険被保険者証（写し）で若年者の「氏名」「生年月日」「採用年月日」および「雇用企業名」を確認しますが、これにより難しい場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写し）、雇用契約書（写し）、住民税特別徴収税額通知書（写し）または源泉徴収票（写し）などの添付により記載事項を証明してください。
- ・ 2、3の雇用については、代表者を除きますが役員は含みます。

【書類番号 14-②】 協力雇用主活動実績証明書

指定様式

- ・ [書類番号14-①]「地域貢献確認調書」「4保護観察対象者等の就労支援」に該当する場合に提出してください。
- ・ 内容を記入のうえ、函館保護観察所（函館市新川町25番18号 函館地方合同庁舎7階）で証明を受けてください。
- ・ 記入にあたって不明な点は、函館保護観察所就労支援担当（Tel0138-26-0431）にお問い合わせください。

【書類番号 15】 工事経歴書（任意様式可）

- ・ 経営事項審査申請書に添付した工事経歴書のうち、希望工種の直前2年度分の写し

[書類番号 16] 技術者名簿 (任意様式可)

指定様式

- ・ 審査基準日 (1月1日) 時点で常時雇用している技術者のうち、北海道内の技術者のみ記入してください。
 - ・ 「雇い入れた年月」は必ず記入してください。
- ※ 記載要件を満たしていれば、任意様式でも提出できます。
- ※ 技術者に変更があった場合は、すみやかに変更後の名簿を提出してください。

[書類番号 22] 審査結果通知書送付用封筒

◆ 函館市内に本店を有する場合に提出

- ・ 長形3号封筒 (120 mm×235 mm) ※封筒サイズ指定
- ・ 84円切手貼付
- ・ 郵便番号・住所・商号または名称・職氏名を記入してください。

12 記載要領等【測量・建築関係コンサルタント業務等】

[書類番号9] 入札参加資格審査申請書付票 (測量・建築関係コンサルタント業務等) 2-1

指定様式

この書類は、電算入力票を兼ねています。枠内からはみ出さないよう記入してください。

1 ~ 6, 8 ~ 10

- ・ 本手引7~8ページ[書類番号9 入札参加資格審査申請書付票 (建設工事) 1-1] 1 ~ 6, 8 ~ 10 を参照してください。

11 技術者数

- ・ 審査基準日 (1月1日) 時点で常時雇用している技術者数 (全社分) を記入してください。
- ・ 「実人数」は、記載の資格以外の技術者を含んだ人数を記入してください。
- ・ 同一人が2つ以上の資格を有している場合は、それぞれの資格の欄に人数を計上してください。
- ・ 同一人が同一資格で1級と2級の資格を有する場合は、1級1人とします。
- ・ 技術者の重複カウントに制限はありません。

12 営業登録・業務高

◆ 函館市内に本店を有し、測量を希望する場合

直前決算 (2年度前決算・1年度前決算)

- ・ 「測量」の金額は、消費税および地方消費税に相当する額の会計処理の方法が税抜方式・税込方式にかかわらず、各年度決算「完成測量高」の税抜金額を記入してください。
 - ※ 測量以外に希望業務等がある場合の「測量」以外の金額は、会計処理の方法が税抜方式の場合は税抜金額を、税込方式の場合は税込金額を記入してください。
 - ※ 複数の申請業種 (建設工事または物品供給等) がある場合は、それらの売上げを「上記以外の額」に計上してください。この場合は、消費税および地方消費税に相当する額の会計処理の方法が税抜方式の場合は税抜金額を、税込方式の場合は税込金額を記入してください。
- ※金額の千円未満は四捨五入してください。

平均完成業務高 ※函館市内に本店を有し「測量」を希望する場合のみ記入

- ・ 次のとおり算出した金額を記入してください。
- ① 1年度前決算額 (税抜) ② 2年度前決算額 (税抜)

$$\frac{\text{①} + \text{②}}{2} = \text{平均完成業務高}$$

- ◆ 函館市内に本店を有する者が「測量」を希望し、営業年度変更等の理由により、直前2年度決算の営業月数が24ヶ月に満たない場合の「12」営業登録・業務高（測量）」の記入等提出書類

[書類番号 17] 測量法第55条の8の規定に基づく書類（直前3年度分）

直前決算（1年度前決算・2年度前決算）

消費税および地方消費税に相当する額の会計処理の方法が税抜方式・税込方式にかかわらず、直前2年度の「完成測量高」の税抜金額を記入してください。

平均完成業務高

次のとおり算出した金額を記入してください。

① 1年度前決算額（税抜） ② 2年度前決算額（税抜） ③ 3年度前決算額（税抜）

④ 不足月数（24ヶ月－直前2年度の営業月数）

$$\frac{\text{①} + \text{②} + (\text{③} \times \text{④} / 12)}{2} = \boxed{\text{平均完成業務高}}$$

- ◆ 測量（函館市内に本店を有する場合を除く）・建築関係コンサルタント・土木関係コンサルタント・補償コンサルタント・地質調査を希望する場合

金額の千円未満は四捨五入し、消費税および地方消費税に相当する額の会計処理の方法が税抜方式の場合は税抜金額を、税込方式の場合は税込金額を記入してください。

直前決算（2年度前決算・1年度前決算）

- ・業務等の区分ごとの金額は、各年度決算「損益計算書」の「完成業務（測量）高」を記入してください。

※ 複数の申請業種（建設工事または物品供給等）がある場合は、それらの売上げを「上記以外の額」に計上してください。

平均完成業務高 記入不要です。

13 希望業務内容

登録

- ・登録を有する部門に「○」を記入してください。

希望

- ・登録の欄に「○」がある業務のうち、「12」営業登録・業務高」の「直前1年度前決算」または「直前2年度前決算」に業務高（実績）がある希望業務等に「○」を記入してください。

[書類番号 10] 許可・登録通知書または証明書

- ◆ 測量を希望する場合

測量法により国土交通大臣が発行する「測量業者登録通知書」または「測量業者登録証明書」の写し

- ◆ 建築関係コンサルタントを希望する場合

建築士法により都道府県知事が発行する「1級、2級または木造建築士事務所登録通知書」または「登録を証明する書面」の写し

- ◆ 土木関係コンサルタント・補償コンサルタント・地質調査を希望する場合

建設コンサルタント登録規程、補償コンサルタント登録規程および地質調査業者登録規程により国土交通大臣が発行する「登録通知書」または「登録証明書」の写し

[書類番号 15] 業務経歴書（任意様式可）

指定様式

- ・「測量」「建築関係」「土木関係」「補償」「地質調査」「その他」の種類別に、直前2年度分を年度別に提出してください。

※ 記載要件を満たしていれば、任意様式でも提出できます。

◆ 測量（函館市内に本店を有する場合）を希望する場合

「請負代金の額」は、消費税および地方消費税に相当する額の会計処理の方法が税抜方式・税込方式にかかわらず、税抜金額を記入してください。

◆ 測量（函館市内に本店を有する場合を除く）・建築関係コンサルタント・土木関係コンサルタント・補償コンサルタント・地質調査を希望する場合

「請負代金の額」は、消費税および地方消費税に相当する額の会計処理の方法が税抜方式の場合は税抜金額を、税込方式の場合は税込金額を記入してください。

[書類番号 16] 技術者名簿（任意様式可）

指定様式

- ・ 審査基準日（1月1日）時点で常時雇用している技術者のうち、北海道内の技術者のみ、「測量業務」「コンサルタント業務」の種類別に提出してください。
 - ・ 「雇い入れた年月」は必ず記入してください。
- ※ 記載要件を満たしていれば、任意様式でも提出できます。
- ※ 技術者に変更があった場合は、すみやかに変更後の名簿を提出してください。

[書類番号 17] 測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類 ・ 現況報告書

◆ 測量を希望する場合

測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類の写し（直前 2 年度分）

※ ただし、函館市内に本店を有し、営業年度変更等の理由により直前 2 年度の営業月数が 24 ヶ月に満たない場合は、直前 3 年度分を提出してください。

◆ 土木関係コンサルタント・補償コンサルタント・地質調査を希望する場合

国土交通省の確認を受けた現況報告書の写し（直前 2 年度分）

[書類番号 18] 財務諸表（損益計算書等）または決算報告書

※ [書類番号 17] を提出する場合は不要

◆ 建築関係コンサルタントを希望する場合に提出

- ・ 個人 … 所得税青色申告書等の写し（直前 2 年度分）
- ・ 法人 … 決算期における財務諸表の写しまたは決算報告書の写し（直前 2 年度分）

[書類番号 22] 審査結果通知書送付用封筒

◆ 測量を希望し函館市内に本店を有する場合に提出

- ・ 長形 3 号封筒（120 mm×235 mm）※封筒サイズ指定
- ・ 84 円切手貼付
- ・ 郵便番号・住所・商号または名称・職氏名を記入してください。

13 記載要領等【物品供給等】

[書類番号 9] 入札参加資格審査申請書付票（物品供給等）3-1

指定様式

この書類は、電算入力票を兼ねています。枠内からはみ出さないよう記入してください。

1 ~ 6, 8 ~ 10

- ・ 本手引 7 ~ 8 ページ[書類番号 9 入札参加資格審査申請書付票（建設工事）1-1] 1 ~ 6, 8 ~ 10 を参照してください。

11 営業販売実績高

金額の千円未満は四捨五入し、消費税および地方消費税に相当する額の会計処理の方法が税抜方式の場合は税抜金額を、税込方式の場合は税込金額を記入してください。

直前決算（２年度前決算・１年度前決算）

合計 … 各年度決算「損益計算書」の売上高と一致するように記入してください。

内訳 … **15** 入札参加希望品目等の大分類ごとに記入してください。

※ 他の申請業種（建設工事または測量・建築関係コンサルタント業務等）がある場合は、その売上げを「上記以外」に計上してください。

12 業態

- ・ 会社全体で売上高の多い業種を１つ選び、該当する番号を「○」で囲んでください。
- ・ 「6 その他」には、「建設工事業」「建築コンサルタント業」等具体的に記入してください。

[書類番号 9] 入札参加資格審査申請書付票（物品供給等） 3-2・3-3

指定様式

15 入札参加希望品目等（物品供給、リース・レンタル、役務、不用品回収関係、業務委託関係）

- ・ 希望品目等の中分類の番号および細分類の番号を「○」で囲んでください。
 - ・ 希望品目等の記載がない場合も 3-2・3-3 は、両方提出してください。
- ※ **11** 営業販売実績高の直前決算（２年度前または１年度前）に金額の記入がない品目等は希望できません。

[書類番号 10] 許可・登録通知書または証明書

- ・ 希望品目等の営業に許可・免許・登録等を要する場合は、当該許可等の写し（本手引 P16～17 参照）

[書類番号 15] 業務経歴書（任意様式可）

指定様式

◆ 業務委託を希望する場合に提出

- ・ 希望する業務委託の実績について、[書類番号 9] **15** 入札参加希望品目等（業務委託関係）の中分類ごとに直前２年度分を年度別に提出してください。
- ・ 「請負代金の額」は、消費税および地方消費税に相当する額の会計処理の方法が税抜方式の場合は税抜きの金額を、税込方式の場合は税込みの金額を記入してください。

※ 記載要件を満たしていれば、任意様式でも提出できます。

[書類番号 16] 技術者名簿（任意様式可）

指定様式

◆ 業務委託を希望する場合に提出

- ・ 審査基準日（１月１日）時点で常時雇用している技術者のうち、北海道内の技術者のみ [書類番号 9]

15 入札参加希望品目等（業務委託関係）の中分類ごとに提出してください。

- ・ 「雇い入れた年月」は必ず記入してください。

※ 記載要件を満たしていれば、任意様式でも提出できます。

※ 技術者に変更があった場合は、すみやかに変更後の名簿を提出してください。

[書類番号 18] 財務諸表（損益計算書等）または決算報告書

※ [書類番号 17] を提出する場合は不要

- ・ 個人 … 所得税青色申告書等の写し（直前２年度分）
- ・ 法人 … 決算期における財務諸表の写しまたは決算報告書の写し（直前２年度分）

[書類番号 19] 印刷機械設備一覧

指定様式

◆ 印刷製本を希望する場合に提出

- ・ 自社の印刷機械（カラーコピー機や一般的なプリンター等を除く）を記入してください。

※ 外注や取次ぎのみの場合は、印刷製本は希望できません。

許可・登録・届出等一覧（物品供給・役務・不用品回収関係）

中分類	略称	許認可，通知書等の名称	根拠法令等
2 車両	認証	自動車分解整備事業認証書	道路運送車両法第78条
	認定	優良自動車整備事業者認定書	道路運送車両法第94条
	指定	指定自動車整備事業指定書	道路運送車両法第94条の2
	検査	検査業者登録証	労働安全衛生法第54条の3
4 燃料・油脂	石油	石油販売業開始届出書（変更届出書可）	石油の備蓄の確保等に関する法律第27条
	揮発油	揮発油販売業登録通知書（変更届出書可）	揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条
	ガス	液化石油ガス販売事業登録通知書（変更届出書可）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条
5 建設資材	採石	採石業者登録通知書または売買契約書	採石法第32条
	砂利	砂利採取業者登録通知書または売買契約書	砂利採取法第3条
	肥料	肥料販売業務開始届・済証	肥料取締法または肥料の品質の確保等に関する法律第23条
	農薬	農薬販売届出票	農薬取締法第17条
	毒物	毒物劇物農業用品目販売業登録票	毒物及び劇物取締法第4条
12 保安消防機材	廃消	廃消火器収集運搬委託契約書	廃消火器リサイクルシステム
13 医療器具・薬品	機器	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証	薬事法または（略称）医薬品医療機器等法第39条
		管理医療機器販売業・貸与業届出済証	薬事法または（略称）医薬品医療機器等法第39条の3
	店舗	医薬品販売業許可証（店舗販売業）	薬事法または（略称）医薬品医療機器等法第24条
	配置	医薬品販売業許可証（配置販売業）	
	卸	医薬品販売業許可証（卸販売業）	薬事法または（略称）医薬品医療機器等法第4条
	薬局	薬局開設許可証	
	医製	医薬品・医療機器製造販売業許可証	薬事法または（略称）医薬品医療機器等法第12条および第23条
	麻薬 毒物	麻薬小売業者免許証	麻薬及び向精神薬取締法第3条
毒物劇物一般販売業登録票		毒物及び劇物取締法第4条	
毒物劇物特定品目販売業登録票 毒物劇物農業用品目販売業登録票			
14 金物・厨房・塗料	計量	特定計量器販売事業届出書	計量法第51条
18 その他	食品	営業許可証	食品衛生法第55条および第57条 函館市食品衛生法施行細則第5条
		食品販売業登録票	食品の製造販売行商等衛生条例第4条
	米穀	米穀の出荷又は販売の事業届	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条
	電力	小売電気事業者登録通知書	電気事業法第2条の2 （みなし小売電気事業者は提出不要）
	火薬	火薬類販売営業許可証	火薬類取締法第5条
20 役務	液体	液体燃料燃焼機器分解掃除・整備業届出済証	函館市火災予防条例第54条第8号
	石油機器	石油機器技術管理士資格者証	石油燃焼機器の点検整備に関する知識及び技能の審査・証明事業認定規程第2条 函館市火災予防条例第21条第13項
	クリー	クリーニング所確認証	クリーニング業法第5条
21 不用品回収	古物商	古物商許可証	古物営業法第3条
	金属くず	金属くず回収業許可証	金属くず回収業に関する条例第3条
	車引取	引取業者登録等登録通知書	使用済自動車の再資源化等に関する法律第44条

※(略称)医薬品医療機器等法は、「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律」である。

※ 上記以外の許可等について提出する場合は，入札参加希望品目等の「許可・登録・届出等」欄に記載してください。

許可・免許・登録等一覧（業務委託関係）

中分類	略称	許認可、通知書等の名称	根拠法令
22 運送	運送	一般旅客自動車運送事業許可証	道路運送法第4条
		一般貨物自動車運送事業許可証	貨物自動車運送事業法第3条
		貨物軽自動車運送事業届出書	貨物自動車運送事業法第36条
23 警備	警備	警備業認定証	警備業法第4条および第5条
		警備員指導教育責任者資格者証	警備業法第22条
		機械警備業務開始届出書	警備業法第40条
		機械警備業務管理者資格者証	警備業法第42条
		各資格証明書等	警備業法第18条
24 建物清掃	建清掃	建築物清掃業登録証明書	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2
	建総合	建築物環境衛生総合管理業登録証明書	
25 ボイラー	ボイラ	労働安全衛生法による免許証	労働安全衛生法第61条 同施行令第20条 ボイラー及び圧力容器安全規則第23条
		ボイラー技士免許状	
		ボイラー整備士免許状	
26 飲料水水質検査	建飲水	建築物飲料水水質検査業登録証明書	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2
27 貯水槽清掃	建貯水	建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2
28 排水管清掃	建排水	建築物排水管清掃業登録証明書	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2
29 消防設備保守点検	消防設	消防設備士免状	消防法第17条の3の3
		消防設備点検資格者免状	消防法施行規則第31条の6第7項
	防火対 防災管	防火対象物点検資格者免状 防災管理資格者証	消防法第8条の2の2 消防法施行規則第51条の5
30 浄化槽	浄化槽	浄化槽清掃業許可証	浄化槽法第35条
		浄化槽保守点検業者登録済通知書	函館市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条
31 廃棄物	廃棄物	一般廃棄物処理業許可証	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条
		産業廃棄物収集運搬・処分業許可証	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条
		特別管理産業廃棄物収集運搬・処分業許可証	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4
33 ねずみ昆虫等防除	建ね昆	建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2
34 ガスくん蒸	特化物	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証	特定化学物質障害予防規則第27条
36 地下油タンク 清掃・点検	危険物	危険物取扱者免状	危険物の規制に関する規則第62条の6
43 環境測定	建空気	建築物空気環境測定業登録証明書	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2
	建総合	建築物環境衛生総合管理業登録証明書	
	作業環境	作業環境測定機関登録証	作業環境測定法第33条
	M L A P	特定計量証明事業者認定証	計量法第121条の2
	計量事業	計量証明事業登録証	計量法第107条第2号
47 人材派遣	労派遣	労働者派遣事業許可証	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条
		一般労働者派遣事業許可証	
49 自家用電気工作物	電気主任	電気主任技術者免状	電気事業法第43条

※ 上記以外の許可等について提出する場合は、入札参加希望品目等の「許可・登録・届出等」欄に記載してください。